562	2	ガラス製又は陶製容器	2.5kg	25kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N	25kg	1A1，1A2，1B1，1B2，1D，1G，1H1，1H2，1N1，1N2，3A1，3A2，3B1，3B2，3H1，3H2，4A，4B，4C2，4D，4F，4G，4H2，4N，複合容器、シリンダー
		プラスチック製容器	2.5kg				
		金属製容器	5kg				
		紙袋	2.5kg				
		プラスチック袋	2.5kg				
		ファイバ製容器	2.5kg				
563	3	ガラス製又は陶製容器	5kg	100kg		100kg	
		プラスチック製容器	5kg				
		金属製容器	5kg				
		紙袋	5kg				
		プラスチック袋	5kg				
		ファイバ製容器	5kg				

㈱1）金属製容器は耐食性を有するものに限ること。
2）等級が1及び2の輸送許容物件の場合であって、湿性を有する輸送許容物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
3）等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合するとともに、当該物件を漏えいしない外装容器以外の外装容器に収納する場合、内張りを行うか、又は、中間容器によつてこれと同等に有効な措置を講じること。
4）等級が3の輸送許容物件であって天然木材、合板、再生木材、ファイバ又はファイバ板製の単一容器を用いる場合、適切な材質で内張りがされたものに限ること。

「565」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器		
	包装物当たりの許容質量		外装容器
	旅客機	旅客機以外の航空機	
3356	—	25kg	1A2，1B2，1G，1H2，1N2，3A2，3B2，3H2，4A，4B，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2

㈱1）化学酸素発生装置は、包装を除いた状態で高さ1.8mでの落下試験を行ない、その結果内容物の流出や作動を生じないこと。
2）次に掲げる不測の作動を防止する装置が2つ以上備わっていること。
ア）機械的に作動する装置（次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。）
a）作動を防止するための機能を有する互いに独立した2つのピンによるもの
b）作動を防止するための機能を有する互いに独立した一のピン及び一の止め輪によるもの
c）作動雷管にカバーが取り付けられており、かつ、作動を防止するための一のピンによるもの
イ）電気的に作動する装置
導線は機械的に短絡接続されており、金属ホイルで保護されていること。
ウ）PBE（携帯式呼吸装置）（次に掲げる全ての要件を満たすこと。）
a）ピンを備えていること
b）真空密閉式バッグのような保護容器に収納されていること。
3）包装物内で1個の当該装置が作動した場合であっても、次の条件を満たす包装とすること。
ア）他の装置が作動しないこと。
イ）容器の材質は着火しないこと。
ウ）包装物の表面温度が100℃を超えないこと。

「570」は、次の容器及び包装等を示す。

国連番号	組合せ容器					
	内装容器	内装容器当たりの許容容量		包装物当たりの許容容量		外装容器
		旅客機	旅客機以外の航空機	旅客機	旅客機以外の航空機	
液体						1D，1G，1H1，1N2，3H1，3H2，4C1，4C2，4D，4F，4G，4H1，4H2，4N
3103	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3105	プラスチック製容器	0.5ℓ	1ℓ	5ℓ	10ℓ	
3107	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
3109	プラスチック製容器	1ℓ	2.5ℓ	10ℓ	25ℓ	
固体						
3104	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1kg	5kg	10kg	
3106	プラスチック製容器 プラスチック袋	0.5kg	1kg	5g	10kg	
3108	プラスチック製容器 プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	
3110	プラスチック製容器 プラスチック袋	1kg	2.5kg	10kg	25kg	

㈱　等級が3の輸送許容物件の場合、容器及び包装は、等級が2の輸送許容物件を輸送する場合の要件に適合すること。